参考資料４－１

平成 26 年 7 月 4 日

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会
議長　堀田　知光　殿

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会
情報提供・相談支援部会
部会長　高山　智子

がん情報提供および相談支援センターのさらなる機能強化に関する提案

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会　情報提供・相談支援部会（以下、部会）では、平成 25 年度の第 2 回部会における「がん情報提供および相談支援センターの活動と機能強化に関する提案」で 4 点の提案を行い、一部については平成 26 年 1 月に発出された新整備指針に反映されました。新整備指針を受けて、改めて下記 2 点を提案いたしますので、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会においてご検討の上、関係諸機関へご提案いただきますようお願いいたします。

1. 提案の背景

(1)都道府県レベルでの活動の充実について

新整備指針においては、都道府県拠点病院は、「当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCA サイクルの確保に関し中心的な役割を担うこと」に加え、都道府県における相談支援機能強化に向けた要件として、臨床試験についての情報提供、希少がんに関しては適切な相談を行うことができる医療機関への紹介や相談支援、そして地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の相談支援に携わる者に対する継続的かつ系統的な研修を行うこと、が新たな要件として加わりました。

(2)都道府県を越えた広域での取り組みの位置づけについて

新整備指針において、新たに求められている相談支援に携わる者への継続的かつ系統的な研修の提供については、単独都道府県で開催するより、複数都道府県で共催した幅広い取り組みが有効であることが、試験的な取組により示されました。またこれは、都道府県を越えた相談支援機能充実の全国の均てん化に寄与すると考えられます。

以上を踏まえ、以下の 2 点を提案いたします。

2. 提案内容

(1) 新整備指針において加えられた都道府県レベルでの活動を充実させるため、都道府県がん診療連携拠点病院が都道府県下のがん相談支援センターを支援するために必要な事務局機能をもつこと、そのための体制整備が手当てされることを要望します

(2) 相談支援に携わる者への研修の提供等、広域で取り組むことにより一層効果が高まると考えられる活動については、複数都道府県で主催する活動についても、単独都道府県において行う活動等同等に、都道府県がん診療連携拠点病院の正規の活動として位置づけられることを要望します

以上